

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月12日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 ペプチドリーム株式会社

【英訳名】 PeptiDream Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 窪田 規一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区駒場四丁目6番1号

【電話番号】 03(3485)7707

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 関根 喜之

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区駒場四丁目6番1号

【電話番号】 03(3485)7707

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 関根 喜之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期累計期間	第9期 第1四半期累計期間	第8期
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日
売上高 (千円)	174,492	141,305	818,901
経常利益又は経常損失() (千円)	12,823	31,913	221,992
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (千円)	9,173	21,328	148,512
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	2,731,154	2,742,872	2,734,254
発行済株式総数 (株)	13,371,300	13,633,300	13,433,300
純資産額 (千円)	5,717,665	5,872,188	5,863,205
総資産額 (千円)	5,823,949	5,970,211	5,999,273
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	0.69	1.58	11.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	0.57		9.27
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	98.1	98.1	97.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	102,470	9,811	72,174
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,378	74,411	3,473,143
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,220	29,910	18,360
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	5,476,939	2,317,575	2,200,392

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第9期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年9月22日付けで、スイスノバルティス社と平成22年に始まり平成24年に延長した共同研究開発契約から見出された特殊環状ペプチド（ターゲットは未公開）について、後期非臨床試験に向けてさらなる最適化を行うことで合意し、契約を延長いたしました。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日）において、当社独自の創薬開発プラットフォーム・システムであるPDPS（Peptide Discovery Platform System）を活用した、国内外の製薬企業との共同研究開発活動は順調に進捗いたしました。

共同研究開発活動の具体的な進捗の一例としては、平成26年9月にノバルティス社と平成22年に始まり平成24年に延長した共同研究開発契約から見出された特殊環状ペプチド（ターゲットは未公開）について、後期非臨床試験に向けてさらなる最適化を行うことで合意し、契約を延長いたしました。

また、当社のPDPS及び特殊ペプチドの評価の高まりとして、米国プリストル・マイヤーズスクイブ社は、2014年8月に米国サンフランシスコで開催された第248回「American Chemical Society National Meeting and Exposition」において、当社との共同研究開発により創生されたリード化合物の中の一例を用いて、分子量が500 - 2,000Daに相当する分子又は特殊ペプチドをミラモレキュール(Millamolecules)と名付け、当社のPDPSが新規特殊ペプチド創生にいかにか強力な技術であるか、また、特殊ペプチドは治療困難な疾患を対象とした標的分子に対して極めて高い潜在能力があることを示しました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は141,305千円(前年同期比33,186千円減少)、営業損失67,466千円(前年同期は営業利益15,638千円)、経常損失31,913千円(前年同期は経常利益12,823千円)、四半期純損失21,328千円(前年同期は四半期純利益9,173千円)となりました。

なお、当社の事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2)財政状態の分析

当第1四半期会計期間の総資産は5,970,211千円となり、前事業年度末と比べて29,061千円減少しました。その主な要因は、売掛金が50,846千円減少したこと等によるものです。

負債は98,023千円となり、前事業年度末と比べて38,044千円減少しました。その主な要因は、未払法人税等が22,354千円、前受金が14,173千円減少したこと等によるものです。

純資産は5,872,188千円となり、前事業年度末と比べて8,983千円増加しました。その主な要因は、四半期純損失により利益剰余金が21,328千円減少したものの、資本金が8,618千円、資本剰余金が8,618千円、新株予約権が13,076千円増加したことによるものです。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期累計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ117,183千円増加し、2,317,575千円となりました。

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加額50,846千円等の収入があったものの、税引前四半期純損失31,913千円、法人税等の支払額 20,842千円等により、9,811千円の支出（前年同期比92,659千円の支出減少）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出25,588千円、有価証券の取得による支出100,000千円があったものの、有価証券の償還による収入200,000千円により 74,411千円の収入（前年同四半期は3,378千円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の行使による株式の発行による収入16,909千円、新株予約権の発行による収入13,000千円により、29,910千円の収入（前年同期比17,690千円の収入増加）となりました。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は、22,175千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,800,000
計	42,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,633,300	13,653,300	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は100 株であります。
計	13,633,300	13,653,300		

(注) 提出日現在の発行数には、平成26年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年8月19日
新株予約権の数(個)	2,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,990 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月1日 至 平成32年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,056 資本組入額 5,528
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。

2. なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づいて提出した平成27年6月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書における営業利益が3.85億円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとします。

(a) 新株予約権者は、上記の行使の条件を満たした場合において、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（3.（2）に基づいて調整された場合には調整後の行使価額とします。以下、本条において同じ。）に200%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を上回った場合、普通取引終値が当該価格を上回った日以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとします。

(b) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記の条件を満たしている場合及び上記(a)の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとします。

本新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又はその他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

各本新株予約権1個の一部の行使を行うことはできないものとします。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(注)4(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計

画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

(b)新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	200,000	13,633,300	8,618	2,742,872	8,618	2,739,154

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,633,300	136,333	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	13,633,300		
総株主の議決権		136,333	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 6 月30日)	当第 1 四半期会計期間 (平成26年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,400,392	3,517,575
売掛金	182,174	131,328
有価証券	2,200,000	2,100,000
繰延税金資産	20,400	31,874
その他	31,659	18,779
流動資産合計	5,834,626	5,799,557
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	8,101	11,974
工具、器具及び備品（純額）	156,405	158,550
有形固定資産合計	164,506	170,525
無形固定資産	140	129
固定資産合計	164,646	170,654
資産合計	5,999,273	5,970,211
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,080	6,589
未払金	10,050	18,252
未払費用	40,796	29,996
未払法人税等	25,698	3,343
前受金	43,587	29,413
その他	6,854	10,427
流動負債合計	136,068	98,023
負債合計	136,068	98,023
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,734,254	2,742,872
資本剰余金	2,730,536	2,739,154
利益剰余金	395,404	374,076
株主資本合計	5,860,196	5,856,103
新株予約権	3,009	16,085
純資産合計	5,863,205	5,872,188
負債純資産合計	5,999,273	5,970,211

(2) 【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
売上高	174,492	141,305
売上原価	73,463	125,553
売上総利益	101,028	15,751
販売費及び一般管理費	85,389	83,218
営業利益又は営業損失()	15,638	67,466
営業外収益		
受取利息	251	2,749
為替差益	-	33,090
その他	-	114
営業外収益合計	251	35,954
営業外費用		
株式交付費	30	90
為替差損	3,036	-
その他	-	311
営業外費用合計	3,066	401
経常利益又は経常損失()	12,823	31,913
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	12,823	31,913
法人税、住民税及び事業税	1,477	889
法人税等調整額	5,126	11,474
法人税等合計	3,649	10,584
四半期純利益又は四半期純損失()	9,173	21,328

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	12,823	31,913
減価償却費	16,887	22,006
受取利息及び受取配当金	251	2,749
為替差損益(は益)	1,882	22,672
株式交付費	30	90
売上債権の増減額(は増加)	6,532	50,846
仕入債務の増減額(は減少)	2,977	2,491
未払金の増減額(は減少)	27,018	5,776
未払費用の増減額(は減少)	1,764	10,800
前受金の増減額(は減少)	24,803	14,173
その他	28,761	13,338
小計	60,485	7,257
利息及び配当金の受取額	251	3,773
法人税等の支払額	42,235	20,842
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,470	9,811
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	100,000
有価証券の償還による収入	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	3,378	25,588
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,378	74,411
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	12,220	16,909
新株予約権の発行による収入	-	13,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,220	29,910
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,882	22,672
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	95,511	117,183
現金及び現金同等物の期首残高	5,572,450	2,200,392
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 5,476,939	1 2,317,575

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目と金額との関係

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金	5,476,939千円	3,517,575千円
預入期間が3か月を超える定期預金	千円	1,200,000千円
現金及び現金同等物	5,476,939千円	2,317,575千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、アライアンス事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	0円69銭	1円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(千円)	9,173	21,328
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損 失金額(千円)	9,173	21,328
普通株式の期中平均株式数(株)	13,330,757	13,541,996
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円57銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	2,691,255	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前事業年度末から重要な変動があったものの 概要		

(注) 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

ペプチドリーム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているペプチドリーム株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ペプチドリーム株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。